

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <https://www.city.akita.lg.jp>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>



市役所からのお知らせ

●文中「S-C」はサービスセンターの略

7月16日(月)の「海の日」

は、家庭ごみと資源化物を平常どおり収集します。収集日にあたる地区のかたは忘れなく、環境都市推進課 ☎(8888)5709



●今月納期の市税

・固定資産税第2期

・国民健康保険税第1期

納期限は7月31日(火)。納期内に納付されるようお願いいたします。



納税課 ☎(8888)5483

国保年金課 ☎(8888)5634

福祉医療費受給者証の申請を忘れずに

下記の①または②に該当する場合は、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付され、診療の際に受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提示すると、保険診療の自己負担分(1/3割)が助成されます。

◆申請と変更手続きの窓口

①子どもの福祉医療制度

▼子ども総務課(市役所2階)

☎(8888)5691

FAX(8888)5693

②障がい児(者)の福祉医療制度

▼障がい福祉課(市役所1階)

☎(8888)5663

FAX(8888)5664

*①②とも各市民S-C(中央・東部を除く)、駅東S-Cでも受付可。

①子どもの福祉医療制度の対象

0・1歳▶全員に入院・通院医療費を助成します。所得確認あり

2・3・6歳▶入院は全員に助成します。通院は所得制限あり

小・中学生▶入院・通院ともに所得制限あり

*お子さんが1歳以上で市(区町村)民税所得割が課税されている世帯は、自己負担分の半額をお支払いいただきます。

*医療機関(入院・通院それぞれ)や薬局ごとに月額1千円が上限。

ひとり親家庭、父がいない家庭、父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭(18歳までのお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)が対象です。所得制限があります。お子さんが就職などで、社会保険本人(※)になると該当しません

②障がい児(者)の福祉医療制度の対象
重度障がい児(者)▶身体障害者手帳1・3級か療育手帳Aをお持ちのかた。社会保険本人(※)は所得制限があります

高齡身体障がい者▶65歳以上で身体障害者手帳4・6級をお持ちのかた。所得制限があります。社会保険本人(※)は該当しません

※秋田市国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齡者医療制度以外の健康保険の被保険者のこと

■更新申請書を送付しました

福祉医療費受給者証は、毎年8月1日に更新されます。受給者証の有効期間が平成30年7月31日までのかたへ、6月に更新申請書をお送りしました。

申請書を期限までに提出したかたには、7月下旬に支給判定結果をお知らせします(受給対象者には新しい受給者証を同封)。

■新規申請を受け付けます

新たに受給者証を申請する場合の申し込みは、「乳幼児・小中学生」が7月9日(月)から、それ以外の子が7月17日(火)から、上記の子ども総務課または障がい福祉課で受け付けます。

*平成29年度は所得制限を超えたため該当しなかったかたでも、今年度は受給者証が交付される場合があります。

介護サービスの利用者負担割合が変わります

介護サービスの利用者負担は、これまで一定以上所得があるかたは2割負担でしたが、平成30年8月から、現役世代並みの所得があるかたは、サービスの3割を負担していただくこととなります。

要介護(要支援認定を受けているかた)には、市から所得に応じて1割、2割、3割のいずれかの負担割合が書かれた「負担割合証」を7月下旬にお送りしますので、被保険者証と一緒にサービス事業者へ提出してください。

▼2割負担の対象

65歳以上で、前年の合計所得金額が160万円以上220万円未満のかた(単身で年金収入のみの場合)、年収280万円以上のかた

▼3割負担の対象

65歳以上で、前年の合計所得金額が220万円以上のかた(単身で年金収入のみの場合)、年収340万円以上のかた

*利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、必ずしも毎月の負担が2倍または3倍になるわけではありません。

●問い合わせ

介護保険課 ☎(8888)5674

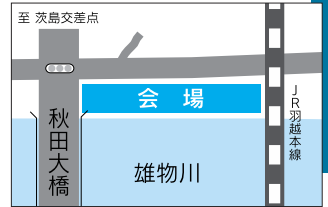
市の記念日に 各施設を無料開放

7月12日(木)の市の記念日に、次の施設を無料開放します。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

- 大森山動物園 ■千秋美術館 ■赤れんが郷土館
- 民俗芸能伝承館(貸出施設の利用を除く)
- 旧金子家住宅 ■佐竹史料館 ■久保田城御隅櫓
- 旧黒澤家住宅 ■秋田城跡歴史資料館
- 旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園



大森山動物園



みんなで雄物川を
きれいにしよう

雄物川流域8市町村の住民が一斉清掃を実施します。秋田市は7月22日(日)開催で、当日午前8時までに、秋田大橋茨島側の雄物川右岸に集合してください。作業時間は1時間程です。

申し込み▼7月19日(木)まで、電話またはEメールで氏名と連絡先をお知らせください。
環境保全課 ☎(888)5711
Eメール ro-evpl@city.akita.akita.jp

秋田市身体障がい者
福祉大会を開催します

式典、体験発表、講話など。直接会場へお越しください。

日時▼7月21日(土)午前10時〜正午
会場▼県社会福祉会館10階大会議室(旭北)

●問い合わせ

秋田市身体障害者協会

☎(866)1341
FAX(865)2099

援農ボランティア
を募集します



高校生以上のかたを対象に、農作業をサポートしてくれる「援農ボランティア」を募集します。作業日時・場所・作業内容などは、受入農家から示される情報と、ボランティアの希望を考慮して決めます(農家への移動と昼食は各自で)。定員20人。

申し込み▼7月6日(金)から31日(火)まで産業企画課 ☎(888)5725

女性が働きやすい職場
づくりに助成します

「女性が働きやすい職場づくり」「仕事と子育ての両立支援」に取り組む企業に対し、就労環境の整備

費の一部を補助します。
対象▼秋田市元気な子どもたちづくり認定企業

対象工事など▼子育てスペース、女性専用のトイレ・更衣室・休憩室の整備および付属備品(付属備品のみ購入は対象外)

補助率▼対象経費の2分の1(国・県から同一内容の補助金を受けている場合、対象経費から、その補助額を差し引いた額の2分の1)
補助額▼上限100万円(子育てスペースを含む場合は上限200万円)

申請期限▼1月31日(木)ただし、予算額に達した場合は終了)

●問い合わせ

企業立地雇用課
☎(888)5734

チャレンジオフィス
あきた入居者募集

入居者には、常駐する専門家が、創業に必要な知識やノウハウなどを提供します。創業支援室は完全個室型貸しスペースで、12㎡の小部屋から122㎡の大部屋まであり、使用料は床面積に応じて月額約1〜5万円程度。入居は最長5年(1年ごとの更新手続きが必要)入居対象▼次の①〜③のいずれかを満たすかた

- ①1年以内に創業する具体的な計画を持ち、起業意欲にあふれている
- ②創業後5年未満

人と猫の
共生のために



③1年以内に新分野・新事業へ進出する具体的な計画を持つている
審査方法▼経営、技術関係などの専門家で構成する入居審査委員会による書類・面接審査

●問い合わせ

商工貿易振興課
☎(888)5729

室内で飼う：飼い猫が病気をもらわない、事故に遭わない、よその家を汚さないなど、人や猫にとって安全安心の飼い方です

不妊去勢手術をする：むやみな繁殖や生殖器系疾患を防ぎます

管理能力を考える：猫が多すぎると、飼育環境の悪化や健康障害を招くおそれがあります。管理能力に見合った飼育数にしましょう

飼い主(管理者)を明示する：迷子防止のため、飼い猫には連絡先を書いた首輪やマイクロチップを装着しましょう

不適切なえさやりをやめる：地域住民の理解・合意がないままのえさやりは、排せつ物や悪臭など、生活環境を損ねるほか、飼い主不明の猫を増やすこととなります

●問い合わせ

衛生検査課 ☎(883)1182